

会員団体傷害保険及び賠償責任保険について

●会員団体傷害保険について

センターの仕事は、請負・委任の方式で行われますので、発注者、センター、会員間のいずれとの間にも雇用関係は発生せず、雇用を前提とする労災保険の適用はありません。（派遣業務は除く）

従って、センターでは、就業中等における急激かつ偶発な事故によって会員自身に傷害が発生する場合に備えて、団体傷害保険に加入しています。

1. 保険契約者

センターが保険契約者となります。

2. 被保険者

会員が被保険者となります。

3. 保険の給付

会員が次の①から③に掲げる急激かつ偶発的な外来の事故によって傷害を被った場合に、下表の保険金が給付されます。（但し、車両事故の場合は、まず、任意自動車保険が適用されます。）

- ① センター提供の仕事に従事している間の事故（自宅での就業中は除く。）
- ② 定期総会、各種センター主催の行事・会議や講習会など出席中の事故
- ③ ①、②までの場所と会員住居との間の通常の経路往復中の事故

4. 保険料

1人当たりの保険料の約1／2を会員会費で負担、残の約1／2をセンターで負担します。

保険給付の内容

項目	保険金額	給付の対象
傷害死亡・ 後遺障害補償	～1,000 万円	その事故が原因で死亡又は後遺障害が生じた場合
入院補償	日額 4,500 円	その事故が原因で生活機能又は業務能力の減少をきたし、入院又は通院した場合
通院補償	日額 3,000 円	

5. 保険金が支払われない場合

- ① 故意による事故、持病の場合（脳疾患、心神喪失など）
- ② 腰痛など他覚症状のないもの
- ③ 無免許酒酔いの車での事故
- ④ 地震、噴火などによる事故
- ⑤ 騛争行為、犯罪行為による事故など
- ⑥ 派遣業務で就業した場合による事故

6. 保険請求手続き

事故により傷害が発生した場合は、まず、各自の健康保険証を使って治療を受け、その後速やかに事故発生の事実をセンターに連絡してください。

この連絡が遅れますと、保険金請求が出来ない場合もありますので、ご注意ください。

※詳細については、保険約款に記載がありますので、必要な場合はお問合せください。

●損害賠償保険について

請負・委任の方式で行われますので、会員とセンターの間には雇用関係は存在しません。（派遣業務は除く）したがって、会員が誤って作業中に第三者に損害を与えた場合は（稚拙な損害事故は除く。）、会員自身が損害賠償責任を負うことになります。よって、センターでは、このような場合の会員の賠償責任を担保するために、「シルバー人材センター賠償責任保険」に加入しています。ただし、稚拙な案件は対象になりません。

1. 保険契約者

センターが保険契約者となります。

2. 被保険者

会員が被保険者となります。

3. 保険給付の内容

会員が誤って就業中に第三者に損害を与えた場合に、対人、対物の損害額に応じて保険金が支給されます。

4. 保険請求手続き

団体傷害保険請求の場合と同様、自己発生後は速やかにセンターに連絡してください。

この連絡が遅れますと、保険金請求が出来ない場合もありますので、ご注意ください。

5. 車両事故による損害賠償

就業中の車両運転事故により第三者に損害を与えた場合は、このシルバー人材センター加入の賠償責任保険は、適用になりません。

公用車の場合は、シルバー人材センター加入の自動車保険が適用になります。

持込車の場合は、自家用自動車保険（任意自動車保険）が適用になります。

6. 免責について

会員が誤って就業中に第三者に損害を与えた場合においても、免責分10,000円を負担しなければなりません。